

# 平成30年度京都府障害者「福祉から雇用」応援事業 B型一就労支援機関連携事業実施要項

2018年4月 京都ほっとはあとセンター

## 第1 目的

NPO京都ほっとはあとセンター（以下、「ほっとはあとセンター」という。）は、平成30年度において「福祉から雇用」応援事業（以下、「本事業」という。）を実施する。

本事業は、就労継続支援B型事業所（以下、B型事業所という。）職員の就労支援スキルを高めることにより、B型事業所を利用する障害者（以下、B型利用者という。）の一般就労移行を促進し、府内B型事業所全体の就労支援の普及・推進を目的とする。

## 第2 事業内容

(1) 本センターに就労支援員1名を置き、必要に応じて外部関係者から適宜、助言を得て、下記(2)の1)から3)までの事業を効果的に実施するものとする。

(2) 就労支援員は、適宜、B型事業所職員が実施する利用者の一般就労支援（以下、就労支援という）に対し、助言・情報提供及び、具体的な方策について必要な支援を行うものとする。

1) 障害者就労支援機関等で構成する「**B型一就労支援機関連携推進会議**」※を年3回開催する。

### ※「B型一就労支援機関連携推進会議」の目的と内容、及び構成

〈目的〉「B型一就労支援機関連携推進会議」は、B型事業所と就労支援機関の連携強化を図り、B型事業所の就労支援を推進する。

〈内容〉「B型一就労支援機関連携推進会議」は、B型事業所における就労支援の現状と課題について協議し、B型事業所と就労支援機関の連携システムを構築するとともに、各就労支援機関の役割分担に基づく「B型一就労支援機関連携事例集」「就労支援機関利用ガイド」を作成し、B型事業所全体の就労支援機関利用を推進する。

〈構成〉京都障害者職業相談室、京都障害者職業センター、京都社会就労センター協議会、京都知的障害者福祉施設協議会、京都ジョブパークはあとふるコーナー、京都障害者雇用企業サポートセンター、京都府商工労働観光部総合就業支援室、京都府健康福祉部障害者支援課、京都ほっとはあとセンター

2) 「**B型一就労支援機関連携事業<ワーキンググループ>**」（以下、<ワーキンググループ>という。）※を月1回実施する。

### <ワーキンググループ>の目的と内容、及び構成

〈目的〉<ワーキンググループ>は、各就労支援機関の専門家の協力を得て、就労支援に取り組んでいるB型事業所（職員・求職利用者）に対して、より専門的・実践的なサポート体制を提供することにより、B型事業所の就労支援面での自立を目指す。

### 〈内容〉

<ワーキンググループ>は、B型事業所職員が実施する就労支援について専門家がアドバイスまたはスーパーバイズを行い、下記のB型就労支援推進の課題について対応を協議する。

- ① 就職を希望するB型利用者の就労準備性への課題について
- ② B型事業所内での就労支援（利用者の就労課題への対応）について
- ③ 就労支援機関利用や支援の課題（停滞・中断・不信感等）について
- ④ ①～③以外の課題対応について（労働市場を巡る課題等を含む）

〈構成〉京都障害者職業相談室、京都障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、京都ジョブパークはあとふるコーナー、京都ほっとはあとセンター

3) 本事業は、B型就労支援事業の全体的底上げのためのセミナーを年2回程度開催する。

## 第3 本事業実施上の留意点

(1) 通常就労支援機関の支援対象は、就労支援機関に登録する求職者に限定されるが、本事業ではB型事業所に在籍する求職者（B型利用者）のみならず、その就職活動を支援するB型事業所職員に焦点を当てる点に特徴があること。

(2) その理由としてB型利用者の場合、就労支援機関に繋ぐだけでは就労支援の進展が難しく、事業所内における職員の“就労の視点”による支援の有無が、就労支援機関が実施する就労支援の効果を左右すること。

- (3) ただしB型職員の多くは就労支援の知識や経験が十分とは言えず、B型事業所に利用者を一般就労へ押出す力が十分とは言えない状況があり、就労支援機関との連携強化が求められていること。
- (4) 平成30年度における本企画は、B型に特化した「福祉から雇用」応援事業の過去5年間の蓄積を踏まえ、就労支援を実施するB型事業所が、いま最も必要とするニーズを具現化したものであること。

#### **第4 個人情報保護等について**

本事業では、個人情報保護やプライバシーの重要性を認識するとともに、個人情報に関する法令等その他規範を遵守し、人権尊重の観点に立って事業に取り組む。

#### **第5 その他**

この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。